

日本赤十字社医学会規則

第1条 本会は、日本赤十字社医学会と称す。

第2条 本会は、日本赤十字社に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師の医学並びに薬学に関する知識と技術の向上を図ることを目的とする。

第3条 本会の事務局は、日本赤十字社医療事業部に置く。

第4条 本会の会員は、日本赤十字社に勤務する医師、歯科医及び薬剤師とする。

第5条 会員は、会費として一人につき年額2,000円を納入するものとする。

第6条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。

会 長	1名
評 議 員	43名
常任幹事	1名
幹 事	若干名
会計監事	2名

2 会長は、総会において会員中よりこれを選挙する。

3 評議員及び幹事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

4 常任幹事は、日本赤十字社事業局長をこれにあてることとし、会長がこれを委嘱する。

5 会計監事は、総会の同意を得て会長がこれを委嘱する。

第7条 評議員会の推薦により本会に名誉会員を置くことができる。

第8条 評議員会は会長が招集し、会議の議長となる。

2 評議員会に関する細則は、会長が別に定める。

第9条 会長は、会務を統轄する。

2 評議員は、本会の重要な会務を議する。

3 常任幹事は、会長が予め委任した会務の執行にあたる。

4 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

5 会計監事は、決算を監査し、会計帳簿、現金、物品等を検査する。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第11条 本会の経費は、日本赤十字社の支出金並びに会員の会費その他の寄付金をもってこれにあてる。

第12条 本会は、毎年1回総会を開く。次期総会の期日及び開催地は総会においてこれを定める。

第13条 総会において発表された研究内容、その他会務については「日赤医学」誌上に発表するものとする。

第14条 本会規則は、総会の議を得て変更することができる。

附 則

1 この規則は昭和39年6月26日より施行する。

2 第1回総会までの間役員は、本会設立準備委員会の委員をもってこれに充てるものとする。

3 改正 平成4年4月1日